

高校生通学費補助制度 のご案内について

高山市では、高等学校に通学する市民の経済的負担を軽減する補助金制度を実施しています。

※ この補助金は、申請しなければ受給できませんので、ご注意ください。

- ①公共交通機関で通学する方に対する補助
- ②原動機付自転車で通学する方に対する補助
- ③保護者の送迎等により通学する方に対する補助
- ④下宿等を利用して通学する方に対する補助

申請書のダウンロードや、手続きの詳細については、
高山市のホームページをご確認ください。

高山市のホームページ → 暮らしの情報 → 教育・学校

→ 高山市教育委員会 → 高校生通学費補助制度



高山市 教育委員会事務局 教育総務課
TEL：0577-35-3153

～制度概要～

① 公共交通機関（列車又はバス）で通学する方に対する補助

＜補助対象者＞

次の全てを満たす方

- ・通学定期券を利用し、公共交通機関で自宅から飛騨地域の高等学校へ通学する高校生の保護者
- ・高校生と保護者、共に高山市に住民登録がある方

＜補助額＞

通学定期券購入費の3分の1（上限年額8万円）

＜申請に必要な書類＞

通学定期券かエコパスのコピー

通学定期券の領収書のコピー等

※発券機から購入しただけの半券は対象になりませんのでご注意ください。

JRの定期券の場合は、領収書に購入者氏名・購入金額・有効期間が示されているかをご確認のうえ、ご提出ください。

② 原動機付自転車で通学する方に対する補助

＜補助対象者＞

次の全てを満たす方

- ・原動機付自転車で利用して、自宅から飛騨地域の高等学校へ通学する高校生の保護者
- ・高校生と保護者、共に高山市に住民登録がある方

＜補助額＞

通学費相当額の4分の1（上限年額8万円）

＜申請に必要な書類＞

原付利用許可証のコピー等

③ 保護者の送迎等により通学する方に対する補助

＜補助対象者＞

次の全てを満たす方

- ・障がい等の事由により、保護者の送迎で自宅から飛騨地域の高等学校へ通学する高校生の保護者
- ・高校生と保護者、共に高山市に住民登録がある方

＜補助額＞

通学費相当額の4分の1（上限年額8万円）

＜申請に必要な書類＞

障害者手帳のコピー等

④ 下宿等を利用して通学する方に対する補助

＜補助対象者＞

次の全てを満たす方

- ・下宿先（学生寮含む）から飛騨地域の高等学校に通学する高校生の保護者
- ・高山市内の高等学校へ通学する場合、高校生の住民登録が高山市にある保護者
- ・飛騨市または下呂市の高等学校へ通学する場合、高山市に住民登録がある保護者

＜補助額＞

通学費相当額の3分の1（上限年額8万円）

＜申請に必要な書類＞

下宿先との契約書のコピー等